

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【会社名】	横浜冷凍株式会社
【英訳名】	YOKOREI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古瀬 健児
【本店の所在の場所】	横浜市鶴見区大黒町5番35号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号 横浜コネクトスクエア10階
【電話番号】	(045) 210-0011
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉田 郷
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年9月30日（債権及び株式の譲渡実行日）

(2) 当該事象の内容

当社は、2026年9月24日開催の取締役会において、当社が保有する海外取引先に対する債権及び株式に関して、下記のとおり債権及び株式の譲渡（以下「本件譲渡」といいます。）を行うことを決議し、同年9月30日付で本件譲渡を実行いたしました。

（本件譲渡の理由）

当社は、2025年1月6日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて適時開示のとおり、下記に記載の海外取引先（以下「債務者」といいます。）に対して有する債権等について貸倒引当金繰入等特別損失を計上しました。当社は、これまで交渉等により一部債権の回収を行ってまいりましたが、債務者の資力や事業環境等を踏まえると回収の不確実性が残ることに加え、今後の回収対応に伴う負担や財務的な観点も考慮し、本件譲渡を実施いたしました。

（本件譲渡の対象債権及び株式並びに締結した譲渡契約の概要）

- ① 対象債権の債務者：Oceano Corporation S.A.及びそのグループ会社2社
- ② 対象債権及び株式：債務者への売掛債権等及びOceano Corporation S.A.の優先株式
- ③ 譲渡先（契約先）：氏名Ignacio Tirado Melgar

住所 Ca. Jose Leon Barandiaran 168, La Planicie, La Molina, Lima, Peru

※Tirado氏と当社の間に取引関係及び関連当事者に該当する事実はありません。

- ④ 契約書名：債権譲渡契約書及び株式譲渡契約書
- ⑤ 譲渡形態：所有権移転を伴う真正譲渡
- ⑥ 譲渡価格：譲渡先との守秘義務により非開示とさせていただきます。
- ⑦ 債務保証責任の消滅：本件譲渡と同時に、債務者の借入に関連する当社の債務保証責任（金額：約45億円）が、主債務の消滅に伴い消滅すること。
- ⑧ 本件譲渡に関する譲渡契約締結日：2026年9月24日
- ⑨ 本件譲渡の実行日：2026年9月29日

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本件譲渡に伴い、債務保証損失引当金戻入益約45億円、投資有価証券売却益約6億円及び貸倒損失約25億円が発生することが見込まれます。

以 上